

農業科学館を県から大曲市へ移管することが可能と考える。

さらに、「農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合」と比べて、農業科学館の大曲市への移管の利点は、移管後、大曲市が従来と同様の機能を地元の大曲・仙北の県民に提供することにより、農業科学館を支持する入場者が、引き続き現在と同様の機能を享受でき、かつ、県としては財政の負担が軽減されることである。（「**II 農業科学館**
4 今後の方向性についての提言」）

2 総合教育センター

平成 15 年度での各研修室の稼動状況は年間ベースで 30%弱～70%弱である。また、多様なニーズに対応するための研修設備であるプラネタリウム、天体望遠鏡、電子顕微鏡及び LL 機器の稼動状況は、利用回数が極めて低い状況で推移している。宿泊施設については、一般室だけで計算すると、設立時の計画に比べて約半分の利用状況でしかない。

県職員の研修施設である自治研修所は、総合教育センターと同じ平成 7 年に新築され、2 つの研修施設が共用棟（食堂、浴場等）をはさんで隣接している。双方の施設とも、管理研修棟及び宿泊棟を有しており、ハード（施設）面では類似の施設といえる。実際、総合教育センターの研修室に空室がない場合には、教員を対象とした研修を自治研修所の教室で行うことがある。

総合教育センターを新築するに当たり、年間の稼動状況を勘案して本当に必要な規模の設備・施設であったのか、隣接する自治研修所との相互活用を十分考慮していたのか、新築以後の維持管理コストを的確に把握していたのかどうか疑問であり、設立時の計画設計が不十分であったと考えられる。

当センター（及び自治研修所）の施設設備は平成 7 年開所と新しく、施設の維持という観点から、利用・稼動率を上げることが必要と考えられる。

利用・稼動率を上げるために、稼動の低い時期（月）を有効利用する方法を考える必要がある。例えば、生涯学習センターの講座内容の調査研究機能を総合教育センター内に移し、併設することや、生涯学習講座の開講、エル・ネットによる講座内容の発信により、設備の稼動・利用状況を上昇させることが可能となる。仮に、これらの方策により稼動・利用状況が限界となった場合には、教員研修を隣接する自治研修所で実施することや、県

立学校等の県有施設を利用することで足りると考えられる。（「**III 総合教育センター 4
今後の方向性についての提言**」）

講座については、学校経営において重要性が増している校長・教頭のマネジメント能力を高めるための研修が不十分であり、e-Learning（コンピューターネットワークを利用し、受講者一人一人のニーズや習熟度に合わせて行うトレーニング）の活用も民間と比べると遅れている。

初任者に対しては、実際に教員として働く前に、教員として最低限の基礎的な部分について一定の研修を行っておくべきであり、任用後、可能な限り早期に、教員としての基礎的な部分に関する研修を集中的に行えるように初任者研修の年間計画を設定するか、あるいは、従来行っているオリエンテーションを拡充するなどして、まとまった研修を行う機会を設定することが望ましい。

経験者研修は、教育スキルに関するプログラムがほとんどであり、職業倫理やリーダーシップ、教育へのコミットメントなどに関する、教員の意識改善や素養を高めるためのプログラムを十分に用意していない。これについては単独でコース設定を行うべきである。また、教員としてのキャリア形成上の節目となる里程であるにもかかわらず、これまでの振り返りや能力・スキルの棚卸し、今後の目標設定などについて考える機会も用意していない。教員に必要とされる要件と教員としてのキャリアを全体的にとらえ、るべき姿とのギャップについて気づく機会を与えるような内容を設定すべきである。

教育事務所担当研修については、同一プログラムにもかかわらず、使用教材や研修の進め方は各地区事務所に任されており、事前・事後のナレッジ共有も文書ベースで十分に行われていないため、県全体での研修のクオリティが確保されているとは言い難い。同一プログラムについては、一定の質を保証できるよう統一的に行い、各地区が文書ベースでナレッジを共有することによって、質のずれを補正できるようにすべきである。

B講座（推薦による専門研修）について、定義づけが曖昧であり、必修の意味合いが強いものと、教育スキルが低い教師向けの研修が混在している。また、専門分野間の講座数のバランスが悪く、国語や社会など講座を設置していない分野もある。目的の切り分けを明確にした上で、スキルアップ研修及び必修専門研修とともに充実させることが望まれる。

C講座（希望による専門研修）について、定員を大幅に超過しているケースや、定員割

れを起こしているケースがあり、効率的に運営できていない。受講者のニーズの把握や講座の趣旨の周知徹底等により、効果的に講座を運営する必要がある。

研修品質の向上について、現状の研修の評価の切り口（研修回数、研修日数、研修生数、延べ研修生数、定員充足率、校種別申込者数/受講者実人数/受講延べ人数/欠席延べ人数）は多面的とは言えない。例えば、教員一人当たり年間受講時間、一人当たり累積受講時間、学校別受講実績、研修ニーズ充足率等もっと多面的な切り口から評価を行う必要がある。また、研修は実施することが目的なのではなく、実施によって具体的な効果をあげることが目的であるが、現状の評価項目では研修の実施状況を把握することはできても、研修の効果を把握することはできない。研修の効果（質的な評価）が把握できない場合、研修の品質を向上させていくためのPDCAマネジメントサイクル（注）を回すことができない。したがって、品質向上のための一連のサイクルを構築するために、ニーズの把握、ニーズへの対応、効果測定、研修の見直しについて改善する必要がある。

教員研修体制について、総合教育センターの他に、本庁各課、教育事務所など教員研修を担当する機関が複数あるため、研修内容の重複が発生している。また、組織横断的な研修体系を策定したり、プログラムの品質管理を包括的に行ったりするといった、教職員の研修に関する最終的な責任の所在が曖昧である。効率的な教員研修の実施体制を整備するためには、連絡会の開催頻度を増やし、意思決定権限を持たせることや、教員研修を担当する機関を集約する等の対応が考えられる。

（注）PDCAマネジメントサイクルとは、Plan・Do・Check・Actionという事業活動の「計画」「実施」「点検」「見直し」サイクルを意味しており、これら4つのステップを継続的に回転させることで、目標達成をめざすというものである。

（「III 総合教育センター 5 人材育成・研修のあり方」）

3 子ども博物館

利用者の分析によると、児童会館・子ども博物館は「秋田市及びその近隣在住の小学校就学前の児童をもつ家庭が児童会館・子ども博物館のさまざまな機能を目的に入館している」と言える。

児童会館と子ども博物館はひとつの建物のなかで便宜上その機能を区分しているにすぎ

ず、来館者にはその区別ができない。現状では、県の組織上も二分化しており、児童会館は健康福祉部子育て支援課の所管となっているが、子ども博物館は教育委員会の教育機関となっている。組織上二分化していることから、情報連絡経路が二系統あり、予算措置等二重の事務負担が生じていることになる。所属組織を一元化し、事務の効率化を図るべきである。

所属組織の一元化にあたっては、子ども博物館を教育委員会所管の登録博物館から、健康福祉部子育て支援課所管の博物館相当施設または博物館類似施設として転用することがよいと考える。転用にあたっては、関係省庁との協議ないしは確認も必要となろう。

なお、一元化する目的は事務の効率化である。したがって、一元化を契機に人材配置や予算を見直すとしても、結果としてサービスの質が低下することを招かないようにしなければならない。（「IV 子ども博物館 4 今後の方向性についての提言」）

4 生涯学習センター

生涯学習センタ一分館は、貸館業務のみ行っており、その管理運営は(財)秋田県総合公社に委託されている。生涯学習の調査研究、学習機会の提供という生涯学習センターの設置目的から勘案すると、貸館業務は主たる事業とはいえず、分館を生涯学習センターの所管とする必要性は低いと考えられる。

生涯学習センタ一本館・分館と類似する貸館施設は近隣に多数存在し、分館より新しい貸館施設も数箇所存在する。

分館は昭和 36 年に竣工後 43 年が経過し、老朽化が進んでおり、利用者の利便性を十分に満たしていない状況にあり、平成 15 年度の分館は 11.3 百万円の支出超過の状況にある。

平成 15 年度に年間 11 万人の利用はあるものの、利用率は 48% と高い状況とは言えず、生涯学習センターの主たる事業とは言えない貸館業務を、毎年赤字を計上して継続する意義は乏しいと考える。分館と類似する貸館施設は近隣に多数存在しており、建物も老朽化していることから、早期に分館の建物を取り壊し、跡地を有効利用することが望ましいと考える。

生涯学習センターの本館は、稼働率が低い。限られた予算と人員で、学習活動、指導者養成・研修事業、家庭教育支援、学習情報提供と相談体制、調査研究等の事業を行ってい

ることから、生涯学習センター主催事業による稼働率の上昇は困難な状況にあると考える。

土地・建物の有効活用を図るために、土地・建物の民間への売却、建物を取り壊しての駐車場化から、貸館化（賃貸施設及び県の他部局の利用）が考えられる。

土地・建物の民間への売却は、昨今の景気低迷により需要予測が困難であることから、現実的ではないと考える。また、建物を壊しての駐車場化も、本館所在地周辺には県立図書館、子ども博物館、及び児童会館といった県有施設があるが駐車スペースが少なく、駐車場を設置することにより、これら周辺施設の利用者の利便性が高まるものの、建物は老朽化しておらず、現実的ではないと考える。よって、現時点においては、貸館化が本館の有効利用の現実的な案と考える。分館を廃館することに伴い、当該分館利用者が本館を利用することになれば、本館の稼働率の上昇も期待できる。

仮に本館を貸館化すると、従来、本館で実施していた、主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業をどこで行うかが問題となるが、生涯学習センターの主な事業は、生涯教育という生涯学習のソフト面に関わるもののが主であり、必ずしも現所在地にある本館でなければ実施できない性質のものではないと考える。主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業機能は、稼働率の低い総合教育センターに移転することが考えられる。

移転により県内人口密集地である秋田市から離れてしまうが、車社会といった現状を考えるならば、若年層も生涯学習に参加する機会が広がり、総合教育センターには駐車スペースに余裕があることから、大きな制約条件にはならないと考える。移転により、利用者の減少を危惧する考え方もあるが、利用者へのPR活動により、移転の周知を図ることで対応可能と考える。

また、総合教育センターにはTV会議システムや県内唯一のエル・ネットの送信設備もあることから、PC講座といったPC設備のある教室参加型講座や現地（集合）学習以外の、いわゆる通常の聴講型講座等では、新潟県のような広域遠隔学習推進事業を進める上でも大きなメリットがある。岩手県立生涯学習推進センターでは、エル・ネットを活用し、平成16年度より同センターで開催される講座内容を隣接する岩手県立総合教育センターから発信し、県内各市町村の受信施設へ配信を行っている事例もみられる。エル・ネットの活用当初は、活用に伴う業務の繁雑さや地域の担当職員の動員などの問題が生ずる可能性はあるが、一時的な問題にすぎないと考える。

移転は、結果として、総合教育センターの稼働率の向上も図ることができると考える。

なお、本館を貸館化する場合には、建物の建設費の一部を構成する国庫補助金の返還義務が生ずる可能性があることから、関係省庁との協議ないしは確認が必要となろう。

平成 14 年度実施の調査研究「生涯学習に関する県民の意識と活動の実態調査」で実施した生涯学習の必要性についての県民アンケートでは、県民が生涯学習の必要性を依然として高く認識していることを示している。

その一方で、あきた県民カレッジの認知度は低い。より効果的な PR 方法を模索し、実行していくことが求められる。（「V 生涯学習センター 4 今後の方向性についての提言」）

5 少年自然の家

ベンチマーク（注）とした独立行政法人国立少年自然の家の利用率が年間 83.1%なのにに対して、3 少年自然の家の合計の利用率は年間 47.6% と非常に低い状況である。プロジェクトアドベンチャー等の出前講座や立地の特性を生かした主催事業（スキー、スノーキャンプ、楽焼き等）、近隣施設との連携といった、現在考えられる利用率アップのための方策を速やかに実行することを期待する。独立行政法人国立少年自然の家の主催事業には、障害児や不登校等の児童・生徒を対象とした事業が多いことも参考になると考える。

また、今後は、利用率が学校行事に左右されにくくなるよう、小・中学校以外の団体や個人を誘致する企画や教室のさらなる充実が求められよう。

施設数の観点では、今後建設計画のある「あきた白神体験活動センター（仮称）」を含めると、秋田県には、少年自然の家（類似施設を含む）が 5 施設存在することとなり、全国平均値である 1 県当たり 4 施設を超える。面積や人口・他の利用可能施設の有無などの諸条件によって施設数の妥当性は一概には言えない。しかし、将来的には、少子化による利用者の減少が予想され、一方で、3 少年自然の家は、設立後 21～30 年を経過し、設備が老朽化している。よって、県の厳しい財政状態を考慮し、「あきた白神体験活動センター（仮称）」の建設、または、3 少年自然の家の今後の建替えに際しては、少年自然の家の統廃合を検討する必要があると考える。

少年自然の家の管理運営方法は、県が管理、運営するだけではなく、指定管理者制度を導入することも可能である。指定管理者制度の検討に当たっては、現在、行われている学

校教員と指導班との人事交流を継続することが望ましいと考える。少年自然の家における指導経験や普段学校では垣間見ることのできない児童の一面を引き出す経験を養い、学校現場と少年自然の家によりよい相乗効果を生むことを期待するためである。指定管理者制度の検討にあたっては、効率性を確保しながら、教育の質的な相乗効果を得られる方策を模索すべきと考える。（「VI 少年自然の家 4 今後の方向性についての提言」）

(注) ベンチマークとは、基準となる指標という意味であり、検討対象の指標と基準となる指標とを比較分析することによって、検討対象の特徴を識別することを目的としている。

6 人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み、指定管理者制度の検討

監査対象施設は概して、人中心の組織であり、行政コスト計算書上、人件費の負担が大きくなっている。現状、職員についても県の職員である以上、県の給与規定の枠外で規定を作ることはできないが、指定管理者制度を導入することにより、現在各施設が担っている役割を維持・充実させながらトータルとしての人件費を削減していくことを検討する必要がある。また、正職員の人員削減を検討し、業務委託についてもさらに推進していく必要がある。

(「VII 人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み」)

なお、指定管理者制度の移行も、施設の存続が前提にある。指定管理者制度の導入にあたって、統廃合の検討余地が残されている施設については、まず、統廃合の検討を充分に行う必要があることに留意しなければならない。（「VIII 指定管理者制度の検討」）

7 個別事項

(1) 低稼働資産と設備投資の意思決定

各施設に低稼働資産や未稼働資産が散見された。低稼働資産や未稼働資産は、建設または取得をする必要がなかったことを意味する場合がある。財政が厳しい状況の下、教育政策目的であるとしても、稼働率を無視して設備投資を行うことはできない。

設備投資実施時の利用計画を策定し、当該利用計画を少なくとも投資対象が稼働している期間は保管する必要がある。さらに、投資実行後には保管した利用計画に基づいて実際の利用状況を検証し、投資意思決定の妥当性と今後の利用価値を定期的に判定する必要がある。

設備投資において重要なことは、設備投資の意思決定後、費用として生じる減価償却費は削減が不可能であるという認識である。言い換えれば、設備投資の意思決定時に将来の費用を確定してしまうということである。したがって、設備投資の意思決定の際には、慎重に設備投資の利用計画を策定し、設備投資の可否の判断を行う必要がある。

一方、設備投資実施後、修繕費等の維持費用が発生する場合には、毎期の支出に見合う重要なものであるかを見極め、場合によっては、他の施設への移管や廃棄を検討する必要がある。継続使用する場合でも、使用頻度に対する保守点検頻度の妥当性を検討し、出来る限り経費を節減する必要がある。（「X 個別事項 2 固定資産の状況 (3) 低稼働資産と設備投資の意思決定」）

(2) 行政コスト計算書関係

平成 14 年度に各施設に関連するコストについて、各施設の行政コスト計算書に反映されていない項目があった。行政コスト計算書は、各施設が 1 年間に提供した行政サービスに要したコストを明らかにする資料であるため、当該施設で発生したコストを洩れなく計上する必要がある。（「X 個別事項 6 行政コスト計算書関係」）

以上、重要であると思う諸点を要約したが、詳細は以下に記載する。